

指定居宅介護支援事業運営法人 代表者 各位  
指定居宅介護支援事業所 管理者 各位

横浜市健康福祉局高齢在宅支援課長

令和3年4月介護報酬改定による介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費の  
単位数変更及び原案作成委託料について（訂正）

日頃から、横浜市の福祉保健行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年3月26日に通知いたしました、『令和3年4月介護報酬改定による介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費の単位数変更及び原案作成委託料について（健高在第1557号）以下「訂正前通知」という。』の内容に誤りがありましたので、ご連絡します。

## 1 訂正箇所

訂正前通知2（1）国保連からの支払金額一覧では、計算方法を、（合計単位数+加算）×地域単価×委託率としていましたが、正しくは、（合計単位数×地域単価×委託率）+（加算×地域単価×委託率）でした。これにより、端数計算の取扱いが異なるため、1円の誤差が生じる部分が出ています。

## 2 訂正版横浜市における業務委託の割合と金額について

次の表の二重下線部部分が修正した箇所です。

### （1）国保連からの支払金額一覧

※「連携加算」…委託連携加算

◆令和3年4月から令和3年9月30日まで◆

	支払先	
	委託先 居宅介護支援事業者 上段：改定後 下段：(改定前)	地域包括支援センター 上段：改定後 下段：(改定前)
介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメントA (439単位)のみ	<b>4,295円</b> (4,216円)	<b>586円</b> (576円)
介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメントA (439単位)+初回加算(300単位)の場合	<b>7,230円</b> (7,151円)	<b>987円</b> (977円)
介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメントA (439単位)+連携加算(※)(300単位)の場合	<b>7,230円</b> ( -円)	<b>987円</b> ( -円)
介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメントA (439単位) +初回加算(300単位)+連携加算(300単位)の場合	<b><u>10,165円</u></b> ( -円)	<b><u>1,388円</u></b> ( -円)

◆令和3年10月以降◆

	支払先	
	委託先 居宅介護支援事業者 上段：改定後 下段：(改定前)	地域包括支援センター 上段：改定後 下段：(改定前)
介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメントA (438単位)のみ	<b>4,285円</b> (4,216円)	<b>585円</b> (576円)
介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメントA (438単位) + 初回加算(300単位)の場合	<b><u>7,220円</u></b> (7,151円)	<b><u>986円</u></b> (977円)
介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメントA (438単位) + 連携加算(※)(300単位)の場合	<b><u>7,220円</u></b> ( -円)	<b><u>986円</u></b> ( -円)
介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメントA (438単位) + 初回加算(300単位) + 連携加算(300単位)の場合	<b><u>10,155円</u></b> ( -円)	<b><u>1,387円</u></b> ( -円)

(2) 算出方法

別紙参照

3 添付資料

(1) (別紙)委託料金額の算出方法

(2) 訂正前通知

担当 健康福祉局高齢在宅支援課  
郷原、小泉、鈴木  
電話 671-2405 FAX 550-3612  
メール kf-yoboucm@city.yokohama.jp

## 委託料金額の算出方法

今回の報酬改定で、介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費が「431単位」から「438単位」に改定されます。

また、令和3年9月30日までの間は、新型コロナウイルス感染症への対応として、基本報酬の1/1,000（1単位）を上乗せします。

委託先の指定居宅介護支援事業者へは、「介護予防支援費」、「介護予防ケアマネジメント費A」、「初回加算」、「委託連携加算」のそれぞれのサービス単価に地域単価（11.12円）及び委託率を乗じた金額が支払われます。

### ＜令和3年4月から9月までの算出方法＞

介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費（A）（439単位）

$439\text{単位} \times 11.12\text{円} / \text{単位} = 4,881.68\text{円} \rightarrow 4,881\text{円}$ （小数点以下切捨て）

初回加算（300単位）又は委託連携加算（300単位）

$300\text{単位} \times 11.12\text{円} / \text{単位} = 3,336\text{円}$

#### 1 介護予防支援費、介護予防ケアマネジメント費A（439単位）

令和3年4月から令和3年9月30日まで（基本報酬の1/1,000（1単位）を上乗せ）

（1）委託先の指定居宅介護支援事業者へ支払われる金額

$4,881\text{円} \times 80\% \times 1.1 = 4,295.28\text{円} \rightarrow$  **4,295円**（小数点以下切捨て）

（2）地域包括支援センターに支払われる金額

$4,881\text{円} - 4,295\text{円} =$  **586円**

#### 2 介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費A＋初回加算又は委託連携加算（300単位）

（1）委託先の指定居宅介護支援事業者へ支払われる金額

①  $4,881\text{円} \times 80\% \times 1.1 = 4,295.28\text{円} \rightarrow 4,295\text{円}$ （小数点以下切捨て）

②  $3,336\text{円} \times 80\% \times 1.1 = 2,935.68\text{円} \rightarrow 2,935\text{円}$ （小数点以下切捨て）

①＋②＝ **7,230円**

（2）地域包括支援センターに支払われる金額

$8,217\text{円} - 7,230\text{円} =$  **987円**

#### 3 介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費A＋初回加算（300単位）＋委託連携加算（300単位）

（1）委託先の指定居宅介護支援事業者へ支払われる金額

①  $4,881\text{円} \times 80\% \times 1.1 = 4,295.28\text{円} \rightarrow 4,295\text{円}$ （小数点以下切捨て）

②  $3,336\text{円} \times 80\% \times 1.1 = 2,935.68\text{円} \rightarrow 2,935\text{円}$ （小数点以下切捨て）

③  $3,336\text{円} \times 80\% \times 1.1 = 2,935.68\text{円} \rightarrow 2,935\text{円}$ （小数点以下切捨て）

①＋②＋③＝10,165円 → **10,165円**

（2）地域包括支援センターに支払われる金額

$11,553\text{円} - 10,165\text{円} =$  **1,388円**

＜令和3年10月以降の算出方法＞

介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費（A）（438単位）

$438\text{単位} \times 11.12\text{円}/\text{単位} = 4,870.56\text{円} \rightarrow 4,870\text{円}$ （小数点以下切捨て）

初回加算（300単位）又は委託連携加算（300単位）

$300\text{単位} \times 11.12\text{円}/\text{単位} = 3,336\text{円}$

**1 介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費Aのみ**

（1）委託先の指定居宅介護支援事業者へ支払われる金額

$4,870\text{円} \times 80\% \times 1.1 = 4,285.60\text{円} \rightarrow \boxed{4,285\text{円}}$ （小数点以下切捨て）

（2）地域包括支援センターに支払われる金額

$4,870\text{円} - 4,285\text{円} = \boxed{585\text{円}}$

**2 介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費A＋初回加算又は委託連携加算**

（1）委託先の指定居宅介護支援事業者へ支払われる金額

①  $4,870\text{円} \times 80\% \times 1.1 = 4,285.60\text{円} \rightarrow 4,285\text{円}$ （小数点以下切捨て）

②  $3,336\text{円} \times 80\% \times 1.1 = 2,935.68\text{円} \rightarrow 2,935\text{円}$ （小数点以下切捨て）

①＋②＝ $\boxed{7,220\text{円}}$

（2）地域包括支援センターに支払われる金額

$8,206\text{円} - 7,220\text{円} = \boxed{986\text{円}}$

**3 介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費A＋初回加算＋委託連携加算**

（1）委託先の指定居宅介護支援事業者へ支払われる金額

①  $4,870\text{円} \times 80\% \times 1.1 = 4,285.60\text{円} \rightarrow 4,285\text{円}$ （小数点以下切捨て）

②  $3,336\text{円} \times 80\% \times 1.1 = 2,935.68\text{円} \rightarrow 2,935\text{円}$ （小数点以下切捨て）

③  $3,336\text{円} \times 80\% \times 1.1 = 2,935.68\text{円} \rightarrow 2,935\text{円}$ （小数点以下切捨て）

①＋②＋③＝ $10,155\text{円} \rightarrow \boxed{10,155\text{円}}$

（2）地域包括支援センターに支払われる金額

$11,542\text{円} - 10,155\text{円} = \boxed{1,387\text{円}}$

指定居宅介護支援事業運営法人 代表者 各位  
指定居宅介護支援事業所 管理者 各位

横浜市健康福祉局高齢在宅支援課長

令和3年4月介護報酬改定による介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費の  
単位数変更及び原案作成委託料について（通知）

日頃から、横浜市の福祉保健行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

地域包括支援センターで行っている介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費（以下「介護予防支援費等」という。）業務については、その業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託できることとなっており、そこで生じる原案作成委託料の支払いについては、地域包括支援センターにおける当該支払い事務の軽減を目的として、特定の金額においてのみ、神奈川県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）から直接委託先指定居宅介護支援事業所に委託料相当分の支払いを行っているところです。

このたび、令和3年4月介護報酬改定で「介護予防支援費」が431単位から438単位に変更、新たに、「委託連携強化加算」が新設され「小規模多機能型居宅介護事業所連携加算」が廃止されます。また、令和3年9月30日までの間は、新型コロナウイルス感染症への対応として、基本報酬の1/1,000（1単位）を上乗せします。

併せて、「介護予防ケアマネジメント費」についても、431単位から438単位に変更、「委託連携加算」の新設、「小規模多機能型居宅介護事業所連携加算」を廃止します。また、令和3年9月30日までの間は、新型コロナウイルス感染症への対応として、基本報酬の1/1,000（1単位）を上乗せします。

今回の変更に伴い、地域包括支援センターと貴事業所間で締結している介護予防支援費等に関する委託契約について、変更契約の締結が必要な場合があります。委託元である地域包括支援センターより申出があった場合には、御対応くださいますようお願いいたします。

## 1 単位数の変更について

現行（令和3年3月まで）		改定後（令和3年4月以降）	
介護予防支援費	431単位	変更あり	438単位
初回加算	300単位	変更なし	300単位
介護予防小規模多機能型居宅介護事業者連携加算	300単位	廃止	-単位
委託連携加算	-単位	新規	300単位
介護予防支援費令和3年9月30日までの上乗せ分※		新規	1単位

現行（令和3年3月まで）		改定（令和3年4月から9月まで）	
介護予防ケアマネジメント費（A）	431単位	変更あり	439単位
初回加算	300単位	変更なし	300単位
介護予防小規模多機能型居宅介護事業者連携加算	300単位	廃止	-単位
委託連携加算	-単位	新規	300単位

※令和3年9月30日までの間は、新型コロナウイルス感染症への対応として、基本報酬の1/1,000（1単位）を上乗せしています。

現行（令和3年3月まで）		改定後（令和3年10月以降）	
介護予防ケアマネジメント費（A）	431単位	変更あり	438単位
初回加算	300単位	変更なし	300単位
介護予防小規模多機能型居宅介護事業者連携加算	300単位	廃止	-単位
委託連携加算	-単位	新規	300単位

## 2 横浜市における業務委託の割合と金額について

### (1) 国保連からの支払金額一覧

※「連携加算」…委託連携加算

#### ◆令和3年4月から令和3年9月30日まで◆

	支払先	
	委託先 居宅介護支援事業者 上段：改定後 下段：(改定前)	地域包括支援センター 上段：改定後 下段：(改定前)
介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメントA (439単位)のみ	4,295円 (4,216円)	586円 (576円)
介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメントA (439単位) + 初回加算(300単位)の場合	7,230円 (7,151円)	987円 (977円)
介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメントA (439単位) + 連携加算(※) (300単位)の場合	7,230円 ( -円)	987円 ( -円)
介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメントA (439単位) + 初回加算(300単位) + 連携加算(300単位)の場合	10,166円 ( -円)	1,387円 ( -円)

#### ◆令和3年10月以降◆

	支払先	
	委託先 居宅介護支援事業者 上段：改定後 下段：(改定前)	地域包括支援センター 上段：改定後 下段：(改定前)
介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメントA (438単位)のみ	4,285円 (4,216円)	585円 (576円)
介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメントA (438単位) + 初回加算(300単位)の場合	7,221円 (7,151円)	985円 (977円)
介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメントA (438単位) + 連携加算(※) (300単位)の場合	7,221円 ( -円)	985円 ( -円)
介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメントA (438単位) + 初回加算(300単位) + 連携加算(300単位)の場合	10,156円 ( -円)	1,386円 ( -円)

## (2) 考え方

介護予防支援費等に係る業務のうち、国が指定居宅介護支援事業者に委託可能とした業務全てを委託した場合、当該委託の割合は全体の8割に相当するものと考えます。

今回新規で創設された、委託連携加算は、地域包括支援センターが委託する利用者のケアプランについて、委託時における居宅介護支援事業所との適切な情報連携等を評価する新たな加算です。

したがって、委託先の指定居宅介護支援事業者には、加算の総額の8割にあたる金額、地域包括支援センターには、総額から委託先の事業者に支払われる金額を除いた金額が支払われます。

## (3) 算出方法

別紙参照

### <注意>

国保連から直接、委託先居宅介護支援事業者に委託料の支払いが行えるのは、次の条件を満たす場合のみです。（支払金額以外は従前の取り扱いと変更はありません。）

- ① 委託先居宅介護支援事業者の所在地が神奈川県内にある。
- ② 消費税込みの原案作成委託料が上記に記載した「(2)支払金額一覧」のとおりである。
- ③ 地域包括支援センターは委託先居宅介護支援事業者と代理受領委任契約を結び、代理受領委任状を提出する。

## 3 添付資料

(別紙)委託料金額の算出方法

担当 健康福祉局高齢在宅支援課  
郷原、小泉、鈴木  
電話 671-2405 FAX 550-3612  
メール kf-youboucm@city.yokohama.jp

## 委託料金額の算出方法

今回の報酬改定で、介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費が「431単位」から「438単位」に改定されます。

また、令和3年9月30日までの間は、新型コロナウイルス感染症への対応として、基本報酬の1/1,000（1単位）を上乗せします。

委託先の指定居宅介護支援事業者へは、「介護予防支援費」、「介護予防ケアマネジメント費A」、「初回加算」、「委託連携加算」のそれぞれのサービス単価に地域単価（11.12円）及び委託率を乗じた金額が支払われます。

＜令和3年4月から9月までの算出方法＞

## 1 介護予防支援費、介護予防ケアマネジメント費A

令和3年4月から令和3年9月30日まで（基本報酬の1/1,000（1単位）を上乗せ）

介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費（A）（439単位）

$439\text{単位} \times 11.12\text{円}/\text{単位} = 4,881.68\text{円} \rightarrow 4,881\text{円}$ （小数点以下切捨て）

（1）委託先の指定居宅介護支援事業者へ支払われる金額

$4,881\text{円} \times 80\% \times 1.1 = 4,295.28\text{円} \rightarrow$  **4,295円**（小数点以下切捨て）

（2）地域包括支援センターに支払われる金額

$4,881\text{円} - 4,295\text{円} =$  **586円**

## 2 介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費A＋初回加算又は委託連携加算

介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費（A）（439単位）

＋初回加算（300単位）又は委託連携加算（300単位）

$(439\text{単位} + 300\text{単位}) \times 11.12\text{円} = 8,217.68\text{円} \rightarrow 8,217\text{円}$ （小数点以下切捨て）

（1）委託先の指定居宅介護支援事業者へ支払われる金額

$8,217\text{円} \times 80\% \times 1.1 = 7,230.96\text{円} \rightarrow$  **7,230円**（小数点以下切捨て）

（2）地域包括支援センターに支払われる金額

$8,217\text{円} - 7,230\text{円} =$  **987円**

## 3 介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費A＋初回加算＋委託連携加算

介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費A（439単位）

＋初回加算（300単位）＋委託連携加算（300単位）

$(439\text{単位} + 300\text{単位} + 300\text{単位}) \times 11.12\text{円} = 11,553.68\text{円} \rightarrow 11,553\text{円}$ （小数点以下切捨て）

（1）委託先の指定居宅介護支援事業者へ支払われる金額

$11,553\text{円} \times 80\% \times 1.1 = 10,166.64\text{円} \rightarrow$  **10,166円**（小数点以下切捨て）

（2）地域包括支援センターに支払われる金額

$11,553\text{円} - 10,166\text{円} =$  **1,387円**



＜令和3年10月以降の算出方法＞

1 介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費Aのみ

介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費（A）（438単位）

$438\text{単位} \times 11.12\text{円}/\text{単位} = 4,870.56\text{円} \rightarrow 4,870\text{円}$ （小数点以下切捨て）

（1）委託先の指定居宅介護支援事業者へ支払われる金額

$4,870\text{円} \times 80\% \times 1.1 = 4,285.60\text{円} \rightarrow \boxed{4,285\text{円}}$ （小数点以下切捨て）

（2）地域包括支援センターに支払われる金額

$4,870\text{円} - 4,285\text{円} = \boxed{585\text{円}}$

2 介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費A＋初回加算又は委託連携加算

介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費（A）（438単位）

＋初回加算（300単位）又は委託連携加算（300単位）

$(438\text{単位} + 300\text{単位}) \times 11.12\text{円} = 8,206.56\text{円} \rightarrow 8,206\text{円}$ （小数点以下切捨て）

（1）委託先の指定居宅介護支援事業者へ支払われる金額

$8,206\text{円} \times 80\% \times 1.1 = 7,221.28\text{円} \rightarrow \boxed{7,221\text{円}}$ （小数点以下切捨て）

（2）地域包括支援センターに支払われる金額

$8,206\text{円} - 7,221\text{円} = \boxed{985\text{円}}$

3 介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費A＋初回加算＋委託連携加算

介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費A（438単位）

＋初回加算（300単位）＋委託連携加算（300単位）

$(438\text{単位} + 300\text{単位} + 300\text{単位}) \times 11.12\text{円} = 11,542.56\text{円} \rightarrow 11,542\text{円}$ （小数点以下切捨て）

（1）委託先の指定居宅介護支援事業者へ支払われる金額

$11,542\text{円} \times 80\% \times 1.1 = 10,156.96\text{円} \rightarrow \boxed{10,156\text{円}}$ （小数点以下切捨て）

（2）地域包括支援センターに支払われる金額

$11,542\text{円} - 10,156\text{円} = \boxed{1,386\text{円}}$